四　臨床実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価（医療提供施設における臨床実習を実施する前に、医療提供施設における臨床実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導並びに医療提供施設における臨床実習を実施した後に、医療提供施設における臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導をいう。別表第二備考第四号において同じ。）を行うものとする。

五　（略）

別表第二（第四条関係）

教育内容		単位数	備考
専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	十五	医用画像の評価、救急救命の基礎的知識を含む。
	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）
	心の働き		
	言語とコミュニケーション	九	
	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）
	社会保障・教育とリハビリテーション	一	
	（削る）	（削る）	（削る）
専門分野	言語聴覚障害学総論	二	
	言語聴覚療法管理学	二	
	失語・高次脳機能障害学	六	
	言語発達障害学	六	（削る）
	発声発語・摂食嚥下障害学	九	（削る）
	聴覚障害学	七	（削る）
	地域言語聴覚療法学	二	
	臨床実習	十五	実習時間の三分の二以上は医療提供施設において行うこと。また、医療提供施設において行う実習のうち八単位以上は病院又は診療所において行うこと。
合計		八十一	

（新設）

四　（略）

別表第二（第四条関係）

教育内容		単位数	備考
専門基礎分野	基礎医学	三	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。
	臨床医学	六	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。
	臨床歯科医学	一	口腔外科学を含む。
	音声・言語・聴覚医学	三	神経系の構造、機能及び病態を含む。
	心理学	七	心理測定法を含む。
	言語学	二	
	音声学	二	聴覚心理学を含む。
	音響学	二	
	言語発達学	一	
	社会福祉・教育	二	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。
専門分野	言語聴覚障害学総論	四	
	（新設）	（新設）	
	失語・高次脳機能障害学	六	脳性麻痺及び学習障害を含む。
	言語発達障害学	六	
	発声発語・嚥下障害学	九	吃音を含む。
	聴覚障害学	七	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。
	（新設）	（新設）	
	臨床実習	十二	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
合計		七十三	